

# 社会福祉援助技術現場実習の実際と課題

## —光華方式実習を試みて—

石 井 祐理子

### はじめに

本学の建学の精神である「真実心」に基づいた大学教育とは、どのような内容なのか。具体的な言葉に置き換えれば、「単に知識、技能を習得させることにあるのではなく、人間形成、人格の完成を目指すものであり、学生が自ら真実の人間としての生き方を求める<sup>1)</sup>」ことを理念とした教育となる。

社会福祉学科は、そうした理念を体現した教育の一環として社会福祉士養成課程を有している。社会福祉学の知識や技術を机上の学問として理解するだけでなく、学生が実際に地域社会で発生している生活課題に直接触れ、理論として理解した抽象的で普遍的な知識や技術を、多様化し個別化している課題の解決に貢献できる実践力として体得できることを目的としている。そしてそれは、「光華方式」と称して、本学科独自の社会福祉援助技術現場実習の体系を構築することとなる。

「光華方式」とは、大学（京都市）の周辺地域にある実習受け入れ施設（以下「実習先」と表記）へ約8ヶ月間、平均週1回の頻度で行う通年型実習であり、学内学習と学外実習とを並行して実施する循環型学習を可能にする実習体系である。

このような実習体系は、全国の社会福祉士養成校においては非常に珍しく、実際に本学科が開始する際も、先行事例をほとんど見つけられずに試行錯誤の中での船出となった。

学科設立当初、前例のほとんどない実習体系を実施しようと決断した主要

因として、①集中型実習（約1ヵ月間、毎日実習のみ）にみられる、「実習生への指導を実習先に任せきりになる」、「実習生は目前の実習課題に追われる」などの短所を軽減する、②長期間にわたる実習により、実習先の年間を通した各種事業を体験することが可能となり、実習先や現場での課題の理解が深まる、③長期間の実習を通して、実習生及び担当教員と実習担当者や実習先との協働的關係構築が丁寧に行える、を挙げている。

そうして、光華方式による社会福祉士実習は、今年度で4年目を迎える。

そこで本稿では、この4年間の実践を振り返り光華方式の総括を行うと共に、社会福祉士養成課程における実習プログラムのあり方に関して、今後の課題や展望を整理し提言していくことを目的とする。

## 第1章 社会福祉士養成課程における現場実習の取り組み

### 第1節 現在の社会福祉士養成課程における現場実習の課題

1988年に施行された「社会福祉士及び介護福祉士法」により、社会福祉士という国家資格が創設された。国家資格取得方法が幾通りか設定されたが、他の社会福祉系資格と一線を画しているのは、どのような養成課程を修了していても必ず国家試験を受験し合格しなければならないという点である。それだけに専門職として確立させる思いは強く、社会福祉現場で有資格者の活躍が期待されていたことは想像するに難くない。

国家資格を取得するための養成課程内容は、詳細にわたり同法に規定されている。その中には「社会福祉援助技術現場実習（以下「現場実習」と表記）」も履修必須の科目として設定され、180時間の現場実習をしなければならず、その「現場」についても「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則 最終改正：平成二〇年三月二四日厚生労働省令第四号」に指定された施設、業務内容に限定されている。

ところが、現場については詳細に指定しているものの、その現場での実習プログラムの内容については、同法の中では具体的に明記されておらず、「相談

援助を行うこと」等抽象的な表記となっている。

これにより、社会福祉士養成課程における現場実習は、一体どのようなプログラムをもって社会福祉士を養成する実習プログラムと言い得るのか、全国的に共通する一貫したプログラムが構築されないまま、各養成校によって創意工夫を凝らしながら、多様な実習プログラムが作成されることとなった。

まずは、現場実習を行う際に必要な準備物（実習日誌や実習簿等）、実習に関する費用（実習指導費、実習生食費等）、実習に向けた体制（実習指導、実習先巡回等）、実習受け入れ施設との関係（契約書作成、役割分担等）といった、現場実習の外枠が形作られた。しかし、最も重要であるはずの実習プログラムについては、暗中模索のまま社会福祉士養成課程における現場実習は開始され、実際に取り組みられた実習プログラムの多くは、実習先と関係する各種施設の見学実習や、要介護利用者の日常生活介護等であった。中には、職員の雑用ばかりを引き受けるプログラムもあったという<sup>2)</sup>。

つまり、社会福祉士という国家資格が誕生したにもかかわらず、法に規定されている定義だけでは、社会福祉士とは一体どのような仕事をする専門職なのか、またそこで必要となる専門性はどのような教育カリキュラムによって獲得可能なのか、未だ整備されていない状況である。従って、肝心の養成課程においては不明瞭な点が多く、特に現場実習については非常に混沌としているのである。

## 第2節 社会福祉士への期待の高まり

「社会福祉士及び介護福祉士法」が施行されて以降、社会福祉士を取り巻く状況は決して順風満帆でも前途洋々としたものにもならなかった<sup>3)</sup>。国家試験の受験科目数は他の福祉系資格試験と比較して多く、また合格率も平均30%前後と低い数値に設定された。それにより、養成校を卒業しても社会福祉士資格を持たず受験資格を有しているということで、社会福祉現場に勤務する者も多く、また既に社会福祉現場に従事している職員も、社会福祉士でないまま仕事を続けるという状況が永らく続いている。

とはいえ、社会的動向の変化は速く、社会福祉領域においても21世紀を迎

えてからは、社会福祉基礎構造改革をはじめ、介護保険制度の設立や社会福祉法の制定、さらには障害者自立支援法の制定など、急速に法制度が変革し現在も安定せずに揺れ動いている。こうした激しく変化する状況の中であって、確固たるものとして打出された制度・政策のミッションは、「自立支援」と「利用者主体」である。それまでは、福祉サービスが必要な対象者に規定範囲内のサービスを与える（措置）ことが、社会福祉現場の業務であった。ところが、新たなミッションに基づいた社会福祉実践は、誰もが福祉サービス利用者と想定でき、それゆえに多様で個別性の高くなる利用者に対して、決して一方的にならず利用者の主体性を尊重しながら、自立に向けた問題解決を伴う相談援助を行い、利用者自身がサービスを選択する（契約）ことを支援するのが、社会福祉専門職の業となったのである。

さらには、そうした相談援助業務を基盤として策定した援助計画に基づいて、利用者に対する日常的な介護などのサービスを実施することとなり、社会福祉現場における一連のサービス提供の中で、他職種とのネットワークを構築する必要性が高まった。つまり、社会福祉専門職すなわち社会福祉士に対して高い実践力が期待され、様々な現場に従事し、専門性を十分に発揮することが一層求められることになったのである。

## 第2章 光華方式実習（本学における現場実習）の取り組み

### 第1節 学科開設に向けた準備と光華方式実習の概要

本学の社会福祉学科は2002年度に学科設立に向けた準備室を開設し、初代主任が着任して社会福祉学科の礎を築いていった。並行して学内や他校から赴任予定の社会福祉学科教職員（予定者）が定期的集まり、学科開設に向けた準備会議を実施した<sup>4)</sup>。特に時間をかけて議論を重ねたのは、社会福祉士実習全般についてであった。本学に社会福祉学科を開設するにあたっては、社会福祉士実習を中心とした社会福祉士養成教育課程の充実が基盤であり、多数の社会福祉士養成校が存在する中、他校にはない独創的でユニークなカリキュラム、

また集中型実習の課題を克服するような実習スタイルを中核とした。

そうして2003年度の学科開設に向け、現場実習の実施内容、実施体制（図1、図2）、関連科目との関係を次の通り整理した上で、2005年度より実質的な現場実習が始まった。

【実習内容】

『2005年度社会福祉援助技術現場実習実施要綱』より一部抜粋

1. 社会福祉援助技術現場実習の目的

- (1) 社会福祉現場の現状について認識を深めること
- (2) 社会福祉サービスの利用児・者と関わりをもち、理解すること
- (3) 社会福祉援助者の実践を知り、役割と機能を学ぶこと
- (4) 社会福祉ジェネラリストとしての基礎（価値・知識・技術）を身につけること
- (5) 実習生の立場を踏まえ、主体的に社会福祉現場に貢献すること

3. 実習参加要件

- ・ 2年生終了時までには80単位を取得していること
- ・ 人間関係基礎論、社会福祉概論、社会福祉基礎演習、社会福祉援助技術演習Ⅰ及び2年次の実習指導の単位を取得していること

4. 実習実施期間

- ・ 基本的には「通年方式（光華方式）」の実習を実施します。
  - 実習日数：26日間（週1回、1日8時間）以上
  - 2005年5月～12月の週1日  
（夏期休暇中は変則的な実施となります。詳細は随時ご相談の上決定します）
- ・ 受け入れ先側との協議の上で、集中型・宿泊型など通年方式（光華方式）以外の実習も可能となります。
- ・ 毎日の実習時間等（開始／終了時間、休憩時間など）は、各実習先の指導に従います。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
実習期間	週一日	週一日	週一日程			週一日	週一日	週一日程度
実習			→	→				
困難期			試験期間	夏期休暇期間				

## 6. 実習受け入れ先

- ・大学側から実習受け入れを依頼し承諾を得た社会福祉機関・施設等で実習を行います。
- ・具体的な実習受け入れ先は、「社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定施設及び事業(昭和62年12月15日厚生省告示第203号)」に指定された施設とします。

## 7. 実習先の決定方法

実習先の決定は、実習受け入れ先側の条件や学生の居住地域等を考慮し、可能な限り、学生の希望に添って行う。

## 8. 実習受け入れ先およびフィールドインストラクターの役割

- ・実習プログラムを学生と協働して立案する。
- ・実習生の日々の動向について指導やサポート、および日誌のチェックを行う。
- ・実習関係資料(オリエンテーション資料、日程表など)の作成を行う。
- ・実習中に何らかのトラブルが発生した場合、実習支援室へ速やかに連絡を取り、協働してその解決にあたる。
- ・実習現場における実習生の評価を行う。

## 9. 実習内容に関する評価

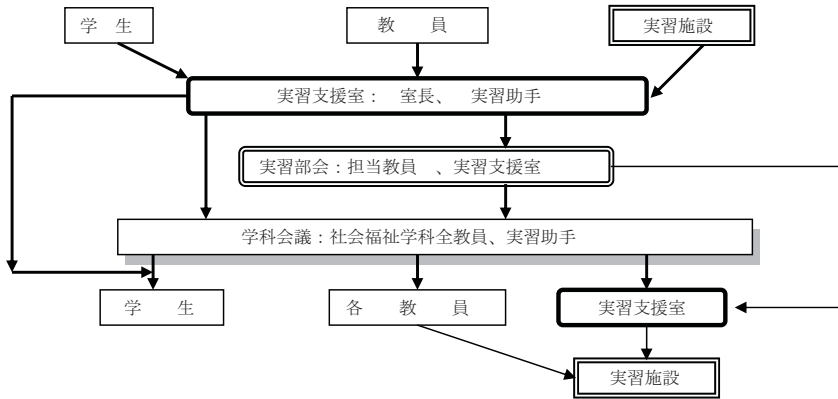
- ・実習受け入れ先からの評価、特にフィールドインストラクターの意見と、大学での実習事前事後指導等を総合して評価を行う。

## 10. 実習受け入れ先と大学の協働のあり方

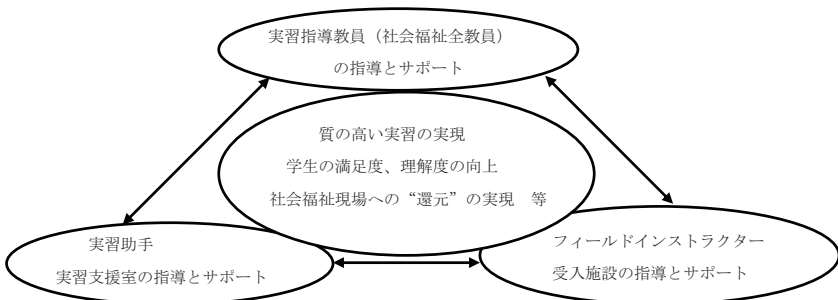
- ・大学の实習全般に関する窓口として実習支援室を設ける。
- ・実習中は、担当教員、実習支援室(実習助手)、および実習受け入れ先が連携して実習生に対し指導・サポートを行う。
- ・年間を通して、実習受け入れ先の抱える課題やニーズに実習生や教員も共に関わっていく関係を創造する。
- ・実習生、受け入れ先、大学の3者が協働し、福祉フィールドやコミュニティが抱える課題に取り組み、福祉社会の構築を目指す。

【実施体制】

- ① 全教員が一定の地域内にある様々な種別の実習先の実習指導を担当する。
- ② 実習支援室を設置し実習助手を配置する。
- ③ フィールドインストラクター<sup>5)</sup>を設定する。
- ④ 実習施設を地域ブロックに分ける<sup>6)</sup>。



(図1 2005年度実習推進体制)



(図2 2005年度 実習担当教員、助手、フィールドインストラクターの関係)

## 【関連科目との関係】

- ① 実習指導 B のクラスは、専門演習ゼミのクラスと同一のものとなる。
- ② 実習関連講義・演習科目とは、連携をとりながら実施する。(表 1)

(表 1 「社会福祉学科社会福祉援助技術現場実習」に関連する主な授業  
[2005 年度 実習の手引き] より)

学年	学期	授業科目と内容
1 年 生 次	前期	社会福祉基礎演習 社会福祉概論 ・施設見学 ・社会福祉施設の説明
	後期	社会福祉基礎演習 社会福祉概論 ・施設見学 ・福祉の仕事
2 年 生 次	前期	社会福祉援助技術演習 I 援助技術の基本を学ぶ 社会福祉援助技術論など 社会福祉現場に必要な知識・技術について学ぶ
	後期	社会福祉援助技術演習 I 援助技術の基本を学ぶ 社会福祉援助技術論など 社会福祉現場に必要な知識・技術について学ぶ 社会福祉援助技術現場実習指導 A 実習に必要な事前学習 (外部講師)
3 年 生 次	前期	社会福祉援助技術演習 II 現場実習での実践事例を中心に学ぶ 社会福祉援助技術現場実習指導 B 巡回指導やクラスでのディスカッションなどを通して実習での課題解決や目標達成を目指す 社会福祉専門演習 I 実習体験を中心に各自の研究テーマを探索する
	後期	社会福祉援助技術演習 II 現場実習での実践事例を中心に学ぶ 社会福祉援助技術現場実習指導 B 巡回指導やクラスでのディスカッションなどを通して実習での課題解決や目標達成を目指す 実習報告書の作成 実習報告会の実施 実習報告集の作成 社会福祉専門演習 I 実習体験を中心に各自の研究テーマを探索する



## 第2節 光華方式実習の特徴

「光華方式実習」とは、年間を通して週1回程度の実習を大学の周辺の施設、機関で行う「通年型実習」と「地域密着型実習」であるとともに、学内学習との並行を可能にする「循環型学習」を中核に据え、事前学習・現場実習・事後学習を体系的に行なう実習方式のことである。前述したとおり、現在の社会福祉士に求められる専門性とは、個別性の高い多様なニーズに適切に対応できる高い実践力を伴うものである。そうした実践力を習得するため、光華方式実習では、現場での実習プログラムをはじめ、実習期間中の学習方法や実習指導内容に創意工夫を凝らしている。その具体的特徴は次の通りである。

### 【通年型実習】

基本的に1年間を通して週1回の実習を「通年型実習」と定義づけている（実際には5月から12月までの約8ヶ月間で最低26日間）。授業期間中の実習であるために、宿泊を伴う実習が行われることは稀である。ただし、実習開始直後にまず施設の雰囲気や利用者との関わりに慣れるため、1～2週間の連続した実習を行う場合もある。そして夏期休暇期間中は、実習先の事業内容に合わせて、不定期の実習日を設定することもある。

全国にある多くの社会福祉士養成校での現場実習は、短期間に連続して行う集中型実習が主流である。集中的に現場の業務内容や利用者との関係構築を行うことによる効果は大きい。しかしながら、実習期間中は大学や担当教員との接点が希薄となり、万が一実習に対する不安や疑問、実習先や担当職員に対する不信感などが生じた場合、担当教員による週1回程度の巡回指導のみで解消するのはかなり難しいことである。そのうえ、大学や担当教員が、実習先や担当者との息のあった実習指導を展開していくためのより良い関係を構築するには、かなりの交流期間（時間）を要するのではないだろうか。このような集中型実習の課題点を、少しでも軽減し解決したいという思いから創出したのが通年型実習である。

**【地域密着型実習】**

実習先の地理的範囲は、本学の所在地を中心にして通勤可能な範囲に限定している。

このように実習先の地理的範囲を限定することで、実習先の日常業務に即した柔軟な実習形態（変則的な勤務時間、緊急で臨時のプログラムへの参加等）が実現できると考えている。また、学生が実習の焦点を実習先のみならず、その施設が立地している地域全般の社会資源や地域住民などにも関心を持てるように、時間をかけて視野の広がりをもつことも期待できる。このような視点で地域を意識した実習を、「地域密着型実習」と位置づけている。これからの社会福祉実践の方向は、地域福祉の推進が核となっていくために、個別性の高い社会福祉援助技術の習得だけでなく、個別援助を基点としながらも地域支援の視点を含めた援助技術の習得が求められている。それは、入所、通所等あらゆる形態の施設において、程度やアプローチの差はあれ、同様であると考えている。

**【循環型学習】**

実習期間中、定期的に担当教員の指導を受けることや、関連する授業科目を実習と平行して履修していくことで、学生が実習を通して自ら抱いた疑問などの解決に向けて積極的に取り組む学習を、「循環型学習」と定義づけている。また実習担当教員は専門ゼミの指導教員でもあり、学生が実習と専門ゼミによる研究を連動させやすい体制をとっている。たとえば、学生自身が実習現場の体験の中で、疑問を抱いたり実践の意図が理解できなかつたり、また実習先担当者や利用者などから課題を与えられたりすることがある。その解決策を専門ゼミを中心としながら専門科目の時間を通して見出すことによって、積極的な学習意欲や態度が生まれてくる。さらに、学内での学生同士の実習に関する日常的な情報交換や本音の語り合いなども、個々の学生の実習に対する意欲の維持に有効に作用している。

また、専門ゼミを構成している学生は、同一種別の実習先ではなく、様々な

種別の施設で実習を行っている。従って、専門ゼミの授業の中で、各学生の実習報告などを行うと、学生にとっては対象者も違えば事業内容も違う現場実習に対して、「他の学生の実習は自分には関係ない、自分にはプラスにならない」と一線を画してしまいそうになる。ところが、実際に実習での課題や手ごたえ、対象者との関係作りや実習先と地域との関係など、各学生が実習での課題点や疑問点を出し合うと、学生同士の共通点が明らかになってくる。そうした学習の過程を経て、学生自身が社会福祉の共通基盤に気づき、そのこと自体を彼女たちの言葉で語るができるようになる。こうした理論と実践がしっかりとマッチした効果的な学習を目指し、循環型学習を試行している。

### 第3節 実習生を受け入れる施設と大学との関係作り

光華方式実習は、学生自身の実習に対する高い意欲と積極的態度が求められる実習形態であるが、実習生を受け入れる施設側にとっても、長期間にわたっての実習指導が求められ、「受け入れに対する高いモチベーションの維持」が必要となる。筆者自身がそのことに気がついたのは、実習先に巡回指導にうかがった際の、受け入れ担当者との何気ない会話からであった。

現場実習を成功させるにあたっては、実習先とのより良い信頼関係に基づく批判的協働関係が必要となる。しかも光華方式実習となれば、長期間にわたり同一の学生に対する実習指導を、施設側と大学側が連携しながら進めていくことになる。そのため、双方がスムーズなコミュニケーションを取りながら、社会福祉士養成に向けた現場実習のあり方（目的・理念）、実習指導に必要な学生に関する成績・素行・性格などの基本的な情報、学内での実習指導内容、関連科目等の授業内容など、現場実習に不可欠な要因群を共有しておくことが望ましい。それらを共有することによって、双方の足並みが揃った実習指導を行うことが可能となり、学生が安定した指導を受けることとなる。その結果、学生は施設担当者と担当教員に対する信頼感の向上にもつながってくる。

そうした関係が双方の間に構築できれば、実習中のトラブルに関しても、対処方法について施設側と大学側の意見対立などが起こる可能性は、極めて低く

なることが期待できる。

しかしながら、このような信頼関係は一朝一夕では構築できない。ましてや現場実習を通じて初めて関係をもつ施設であれば、なおさらである。そこで、本学科では巡回訪問指導を重視し、実習先との関係構築の中核と位置づけ、巡回訪問には十分な時間を設定することを心掛けている。そうした巡回を実行するうえで、大学周辺での実習先であれば授業間の空き時間を利用したり、数箇所の施設を一度に巡回したりと、効率的な巡回訪問が可能となることも光華方式実習の利点として挙げられる。

また、毎年現場実習を終了して実習報告書が完成した時期に「実習施設懇談会」を開催している。(表2) ここでは、大学側から年間を通して学生に対する実習指導への謝意を伝え、1年間の実習の成果を報告し、実習に関する課題について双方が提示し、解決についてグループに分かれて活発な話し合いを行っている。また、本学の実習生を受け入れている施設にとって、光華方式実習についてどのように捉え、どのような実習プログラムを実施し、どの点を留意しているのか、実習生の受け入れに関する情報交換の機会にもなっている。本来施設側は、1年間受け入れたという実績に基づいた懇談会への参加になるのだが、過去には「翌年度から光華方式実習の学生を受け入れるので、事前に話を聞いておきたい」という主旨から、新規受け入れ施設が参加してくれることもあった。また、この懇談会を活用して、大学で把握している社会福祉士養成に関する制度、施策の最新情報などを実習先に提供することで、大学側と施設側の実習の現状理解を共有することも試みている。

以上のように、本学は日常的あるいはトピック的に実習先と大学とのコミュニケーションを取る機会を設けながら、より良い関係の構築に尽力している。我々の目指す「より良い関係=批判的協働関係」には、実習システムや実習を履修する学生に関する情報や考え方を、できる限り共有することと、社会福祉士養成に関する社会的な動向についての情報等を、同等レベルで双方ともが把握することが必要であると考えている。そうした素地があってこそ、現場実習の受け入れを「お願いする側-お願いされる側」という一元的な関係ではなく、

共通の目的のもとに現場実習を構築する構成メンバーとして、相乗効果を生み出す双方向の関係が生まれ、現場実習の高い効果が期待できると考えている。

(表2 2005～2007年度に実施した「実習施設懇談会」の概要)

年度	日程	参加施設数	学習テーマ	概要
2005	2006.2.17	8施設(9名)	「社会福祉援助技術現場実習の成果と課題」について	初年度であり、光華方式実習について意見交換を行った
2006	2007.2.19	21施設(22名)	「社会福祉士制度改革と実習教育の方向性」について	社会福祉士法改正など制度改革に伴う社会福祉士養成教育の方向性について意見交換を行った。
2007	2008.2.19	14施設(15名)	「社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う教育カリキュラムの改正」について	制度改革に伴う社会福祉士現場実習に関する諸条件の提示について意見交換を行った。

※ 毎回のグループディスカッションでは、複数種別の施設とそれらの施設で実習指導をいただいている教員が同じグループに分かれ、積極的な話し合いが行われた。

### 第3章 光華方式実習（本学における現場実習）の成果と課題

#### 第1節 光華方式実習における学生にとっての「成果」と「課題」

社会福祉士国家資格取得を目指す学生は、抱く目的が同じであっても、その目的に到達する可能性、それまでの過程、努力の程度、要する時間などは決して同じではない。それは、現場実習における学生の姿勢やモチベーションにも反映され、そうした学生に対する実習指導も個別化し多様化しなければならない。

光華方式実習の学生にとっての成果は、以下の3点に挙げるとおり、学生の実習状況に相応した指導によって、個別支援が可能になることである。

1点目は、学生の人間関係形成力のレベルに応じて現場実習で出会う利用者、職員、関係者など実習先との関係をじっくりと構築することができることであ

る。

例えば、学生の中には、実習で一日中一緒に時間を過ごした利用者に、一週間後に会うと初対面のような反応に戸惑ったり、実習先の雰囲気にも馴染むまで過剰に時間を要する者もいる。その際は、学生と実習指導者と担当教員が相談しながら、実習日程を連続で数日間設定して、まず学生自身が実習先に無用な壁を自ら作らないよう慣れることに重点を置く。その一方で、実習先や環境の変化への対応に優れていて、利用者の毎日の生活や変化をもっと理解したい、という意欲が生じる学生もいる。その場合も実習日程を柔軟に調整し、学生が実習に対して自主的な意欲を持ったタイミングを逃さないよう、実習内容を展開することも可能となる。

2点目は、実習目的を実習現場や実習内容に即して、柔軟に修正することができることである。

前述したように、実習計画は通常実習開始前に作成する。計画作成の際には、実習指導者のアドバイスや前年度の実習報告書を参照に作成しているが、実習が始まってようやく目の前の現実と机上での理解が大きく乖離していることに気づくことがある。実習開始時まで立てた実習計画を遵守することも大切だが、立てた実習計画はあくまでも実習開始前の机上での立案であり、学生がその計画によって窮屈な実習を強いられることのないよう、臨機応変に対処することの方が重要になる。実習先の年間事業をふまえ、学生の実習に対する問題意識、様々な能力などを鑑みながら、時間をかけて実習指導者と担当教員との三者で話し合い、具体的な実習プログラムの選択肢を検討していくことが可能となる。

3点目は、学生同士の支え合いによる実習支援効果が生まれることである。

実習期間中も学内での授業を履修しているのも、学生は実習での楽しさや辛さ、疑問や不安などを安心して話せる仲間に出会える。専門ゼミ等の時間には、具体的な体験談を話し合うことで学生同士の共通する問題点を確認し、「失敗したのは私だけじゃない」という孤独感からの解放や、「みんな同じように頑張っているんだ」という仲間意識や連帯感が生まれ、その精神的な支えによっ

て実習に対するモチベーションを維持することが可能になる。

また、実習に関する疑問点などは担当教員に相談したり、専門科目教員や実習支援室の実習助手に相談したりと、学生が相談相手を選択できる環境ができている。例えば本学科では、一昨年前から実習開始後約一ヶ月が経過した頃に、学生が自主的に参加する形式で「集い」を実施して、実習に対する緊張感の軽減やモチベーションの維持を図っている。その場には教職員は参加せず、すでに現場実習を終えた上級生が“聞き役”としてサポートに入る。茶菓子を囲んで和やかな雰囲気で行われ、参加した学生には好評な支援プログラムである。

以上の成果はありつつも、光華方式実習による学生にとっての大きな課題は、長期間の実習での健康管理やモチベーション維持であり、無事に実習をやり遂げることは想像以上に困難なことである。「実習の前日は眠れない」、「実習のことを考えると腹痛になる」という、過度の緊張状態になる学生もいる。そうした体調の変化の対応のため、学内保健室とは常に連携をとりながら、学生支援の体制をつくっている。

## 第2節 光華方式実習における実習先にとっての「成果」と「課題」

2005年度から光華方式実習を開始して、現在まで（約40）の施設、機関に実習生の受け入れ協力をいただいている。（表3）

（表3 実習受け入れ先数と受け入れていただいた学生数）

年 度	実習受け入れ先数	受け入れていただいた学生数
2005	40 施設	70 名
2006	32 施設	61 名
2007	44 施設	74 名

実習先では光華方式実習をどのように受け止めているのか。

日頃の巡回指導での話し合いや、前述の実習懇談会で出していただいた意見を整理すると、以下の4点に集約できる。

### ① 実習生の変化（成長）の様子がわかる

学生にとって実習先の利用者、職員、関係者が未知の人達であるのと同様に、実習先にとっても学生は未知なる存在である。どのような指導方法が学生に適しているのか、経験豊富な職員にとっても見極めるには時間を要する。また、実習において失敗をした学生に、じっくりと反省を促がし学生自らがその失敗を取り戻す機会を設定し、再び実習に対する真摯な姿勢を取り戻すには、一定の時間が必要となる。しかしながら約8ヶ月間の実習期間があるからこそ、学生が様々な経験をすることができ、それにともなって学生の考え方や行動に変化が生まれ、実習指導者も学生の変化（成長）に気づくことによって、さらにステップアップした指導ができるということである。

とはいえ、そのための、長期間のモチベーション維持は、実習先にとっても大きな負担になる。しかも実習指導者が一人なら、その負担感は計り知れない。実習指導者にとってストレスの溜まらないような態勢でなければ、長期間実習を受け入れることは困難なものとなることが考えられる。

## ② 施設の年間事業をはじめ、様々な面を提示できる

2週間、4週間の短期集中で実習する学生には、その時期に実施している事業について学んでもらうことが多くなる。また、通年にわたる事業であれば、ある一部分のみを実習で学ぶこととなり、その事業の全体像や他の事業との関連性まで理解することは困難になる。しかしながら通年で事業に関われば、その事業の必要性（ニーズの存在）から事業の企画、実施、そしてフィードバックまで一連の過程を経験しながら学ぶことが可能になる。

さらに、施設運営や地域との関係、関連施設などとのネットワークについてなど、実習生として直接的には関わりにくい施設の一面についても、長い実習期間の中であれば学びの機会を提示することが可能になる。

しかしながら、実習プログラムを随時準備することは、実習指導者や実習先にとって手間のかかる作業であり、精神的なリスクも生じるものである。また、現場は時々刻々と状況が変化するため、実習プログラムを実習開始前に全日分立てたとしても必ず修正が必要になる。タイミング良く実習先の事業を実習プログラムにアレンジすることには難しいことである。この点はいずれの実習先



にも共通する課題である。

### ③ 学生が利用者にとって安心できる支援者になっていく

光華方式実習によって、学生は実習先の様々な面を時間経過と共に理解することができるのと同様に、利用者に対する理解も時間の経過と共に深まってくる。そうした利用者と学生との関係を「安心できる関係」として評価している実習先も多い。学生も実習終了後にボランティアとして実習先の日常活動に関わったり、行事の度に参加していることも多く、現場実習を開始してから、実習先に就職する学生が毎年でている。

### ④ 大学と実習以外でのつながりができる

光華方式実習では、大学の周辺に位置する実習先がほとんどである。そのため、日常的なボランティア募集などの協力依頼をはじめ、施設で生産している物品の紹介や販売、アルバイト募集、クラブ・サークル活動の支援など、実習先から本学科に様々な相談、依頼が届く。中には本学の設備利用や地域の防災訓練への参加などの依頼もあり、大学組織全体として実習先とのつながりを構築していく可能性も感じる場所である。最近では、大学としても現場実習に関する授業での協力だけではなく、オープンキャンパスやキャリア支援関連研修など、大学全体でのイベントに対して実習先に協力いただく機会も増えている。まさに「WIN-WIN」の関係構築に向けての取り組みとなっている。

しかしながら、そうした連携については担当者間の話し合いのレベルで実施されており、組織間の連携事業として実施する体制にまでは至っていない。これからは、現場実習の枠組みを越えた施設との関係のあり方について、議論する必要がある。

## 第3節 光華方式実習における大学にとっての「成果」と「課題」

光華方式実習における大学としての成果と課題については、①通年型実習、②地域密着型実習、③循環型学習の三つの特徴から整理する。

### ①通年型実習

実習期間が長いこと、実習日以外には大学で学生と会い、実習に関する相談

や指導を適宜実施しながら、学生の現場実習の習熟度に合わせた実習指導を実習担当者と相談しながらじっくりと取り組むことが可能となる。

また、実習途中で心身共に調子を崩した場合には、一時実習を中断するなどの臨機応変な対応もとれ、学生の状況に合わせた個性の高い実習プログラムが実現可能になる。

実習巡回は、担当教員が比較的余裕を持って日程調整を行うことができるため、実習先への負担を極力軽減しながら頻繁に顔を出せるので、実習指導者と担当教員間のコミュニケーションはスムーズになる。

しかし学生や実習指導者と同様に、担当教員にとっても実習指導に携わる期間が長い分、相応の緊張感とリスクをかかえている。学生がトラブルも無く無事に実習終了を迎えるまでは、担当教員自身も相応の自己管理が求められることとなる。

### ②地域密着型実習

多くの実習先が大学の周辺に位置するため、実習以外のつながりも少しずつ増えている。実習に来る学生を「地域住民」として捉え、実習先の利用者や日常的な事業に対する理解や支援を求めたり、大学を地域資源として捉えた連携や支援に、期待を寄せる実習先も少なくない。それゆえ学生にとっては、実習日以外に大学に来て実習先の様々な情報や事業に常に触れることになる。従って、学生は現場実習を特別な活動として自身の日常生活と切り離すのではなく、現場実習での学びは自らの日常生活に関する学びであり、卒業後の進路や今後の生き方に大きな影響を与えるものとなる。また、大学としても地域に貢献するひとつの契機としてとらえることができる。

ただし、実習先は地域の福祉に携わろうとするものの、現実的には地域との連携がかなり困難な場合もある。そのことが地域密着型の実習にも影響を与えかねないこととなる。

### ③循環型学習

光華方式実習を実施するに当たっては、現場実習を核とした社会福祉学科カリキュラムを構築しなければならない。主な要件としては、「実習日を週3日

程度確保するため、3年生の必修授業等は限定した曜日に集中させる」、「全教員が実習先への巡回指導が可能になるように時間割を工夫する」がある。さらには実習指導のクラスと専門ゼミのクラスは同一としているため、循環型学習の時間が定期的に設定でき、現場実習での学びをまとめたものを卒業研究として取り組むことが、学生にとっては4年間の集大成としての形となる。

しかし、このカリキュラムシステムでは、学生は実習先が決定した時点で自動的に専門ゼミが決定し、専門ゼミでは卒業研究の指導を受けるため、基本的には卒業までの2年間は専門ゼミの変更はない。従って、実習内容と卒業研究のテーマが違っていた場合は、ゼミを超えて他の教員に指導を受けることもある。さらに、現場実習を履修しない学生も専門ゼミには在籍しているため、そのような学生が疎外感を感じないようなゼミ運営が担当教員には求められる。専門ゼミを構成する学生はいずれのゼミも10人程度であり、学生に対しては個別に丁寧な指導教育が実践できる環境を整えている。

これらの特徴を活かしながら、光華方式実習を実践していく上で、絶対的に不可欠なのが実習支援室と実習助手の存在である。常に学生と実習先と担当教員との潤滑油として、現場実習をはじめ、実習関連科目の企画・運営にも積極的に参画しながら、学生に対する個別的な実習支援も担っている。学生の中には、「担当教員に相談しにくい、実習指導者にも話せない。でも、どうしたらいいのかわからない」という実習の悩みを抱えている者も多い。そうした際に、学生に近い立場で、実習先の状況も理解しながら、学生たちの様子も周知している実習助手が話を聞いてくれるだけで、学生にとっては大きな励ましになり、課題に立ち向かう勇気や気力が沸いてくる。

現在、本学の実習支援室には現場実習を推進する機能だけではなく、それを核とした社会福祉士国家試験受験対策や社会福祉分野の就職活動支援、現場実習以外の社会活動体験支援、授業に関することや学生生活の相談等の就学支援等々、多岐にわたる機能がある。それらの機能を十分にまた効率よく有効に発揮するためには、専門性の高い人材としての実習助手の存在が非常に重要となる。しかしながら、実習助手の待遇は決して十分なものではなく、貴重な経験

を蓄積できる環境ではない。この点は、大学側に早急に改善を求めていくべき課題である。

## 第4章 光華方式実習における評価と展望

### 第1節 光華方式実習の評価方法の検討

本学科が設立し光華方式実習に取り組み始め、現場実習も2007年度で3年目を終了した。この光華方式実習を総括的に評価するには、どのような評価の方法が適切であろうか。前章は、それぞれの立場からの主観的な意見を、筆者の視点から整理したものであり、実践の評価と位置づけるには浅薄である。

実習形式の授業では、その評価方法について様々な意見があり、本学でも常に議論のテーマとなる。現時点では、「多様な視点からの評価」として、学生自身の評価、実習指導者の評価、担当教員の評価を総合し、最終的には担当教員が数値化して評価を決定している。

とはいえ、そうした評価方法もしっかりいくものではない。現在も、評価項目について議論が絶えない。

そこで、ここでは1970年代半ばに教育現場に登場した到達度評価を取り上げ、現場実習に対する評価方法としての有効性について検討してみたい。

到達度評価とは、教員の主観的判断による絶対評価や、その改善策として導入された学生同士を比較する相対評価とは違い、到達目標を基準にしてそれに学生が達しているか否かで評価をするものである。到達目標とは、「…ができる」、「…がわかる」といった目標内容を到達点として示すものである。それゆえ、到達度評価には教員に対して、学生全員に保障されるべき教育内容を到達目標として明確化していくことを促がす点、そうして設定された到達目標に学生たちが達成できたかどうかを教員に点検させる点、さらに到達できていなければ教育実践の改善を個別的に迫る点で、大きな意義が認められている。

到達度評価は、教育実践をより効果的なものとするため、「診断的評価」「形成的評価」「総括的評価」の三つの機能に分かれている。「診断的評価」とは、

授業を始める前にその授業に対する学生の学習への準備状態（認知面と情緒面、経験面）を把握、診断する評価である。「形成的評価」とは、教育の過程において学生一人ひとりが到達目標にどの程度達しているかを確認し、その結果に基づいて指導の改善をするための評価である。「総括的評価」とは、実践の終わりに到達目標の全体への達成度を評価し、評定（成績）をつける評価である。つまり、到達度評価にとっては形成的評価が要であり、教育指導の醍醐味となるのである。

## 第2節 光華方式実習と到達度評価の適合性

前節で紹介した到達度評価を、光華方式実習の実践に当てはめて、その適合性について検討してみたい。

診断的评价は、光華方式実習の実習事前指導にあたる。

実習事前指導では、学生の現場実習に対する意欲や姿勢を、複数の教員との個別面談などで何度も確認する。それは現場実習に向けての情緒面や経験面を確認する作業であり、この時点で現場実習を自ら辞退する学生や、現場実習はこの学生には困難だという評価も出てくる。さらに、実習計画書を作成することを通して、実習先や社会福祉士に関する様々な事前知識の確認をおこなう。さらに実習先についての情報収集や、現場実習履修の前提条件となる専門科目の成績などを評価することとなり、この作業についていけない学生は、やはり自ら実習辞退を申し出たり、教員から履修見送りという判断が下されることもある。

形成的評価は、光華方式実習の実習指導にあたる。

実習が終了してからどれだけ反省をしても、それらは決して終了前の実習には反映されない。実際に実習をしている最中に、学生自らが立てた目的の達成度を自己評価や実習指導者、担当教員らの評価を交えて確認し、達成したい目的に近づくための日々の実践の修正や、指導の改善を行うことによって、より目的達成に接近する、そうした過程によって獲得したい援助技術を習得することにつながっていく。光華方式実習では、こうした形成的評価は担当教員であ

れば巡回指導や循環型学習を中心に、実習指導者であれば実習ノートへのコメント記入や毎回の振り返りなどを中心に行っている。また、前述したように学生同士の支えあいや実習助手による支援も含まれる。

総括的評価は、光華方式実習の実習事後指導にあたる。

学生自身が実習全体の総括となる報告レポートを作成し、実習報告会にて自らの実習を報告したり、他の学生の実習報告を聞きながら改めて自らの実習を総括する。一方で実習指導者は、所定の評価票に実習内容を5段階で評定するが、担当する職員単独の評価ではなく、学生と関わりのあった職員、関係者などの意見を総合して実習先としての評定を出して下さることが多い。そうした実習先での総括は、実習懇談会などでの意見交換によって大学が周知でき、担当教員にとっては貴重な情報となる。そして担当教員は最終的な評定を行うが、ここでも担当教員単独ではなく、他の教員と協議しながら評定を決定することとしている。

現場実習は授業であるため、何らかの評価は必ず必要である。光華方式実習を実践することによって、到達度評価が目指す「…ができる」「…が分かる」というように、実習を終了することによって学生自身の行動変容を、積極的な評価として位置づけ、それにより学生の社会福祉に対する関心度を向上させていきたいと考えている。そのためにも、さらに議論を重ねて現場実習に対する評価方法を確立することが重要である。

加えて、現場実習の実習生を受け入れている施設に対して、社会的認知度やメリットが実質的に向上するようにならなければ、学生を受け入れることに対する違和感や負担感だけが、施設に雇ってしまわないかと非常に懸念するところである。社会福祉士養成に携わるのは養成校だけではない。現場実習を支えているのは、社会福祉実践現場であり、それらの施設を社会的に適正に評価することも、非常に重要なことではないだろうか。

## おわりに

近年の社会福祉士養成を取り巻く社会的状況は非常に厳しく、制度改革をはじめ、社会福祉士を希望する学生数の減少、社会福祉士を取り巻く職場状況の困難さは、単独の養成校では太刀打ちできない課題である。

こうした厳しい状況の中、本稿において筆者は2003年度に設立した本学社会福祉学科での現場実習について、学科立ち上げの理念から、そのコアカリキュラムである光華方式実習を雑駁ながら整理した。そうした作業を通して、この実習方式が、現在社会福祉現場で求められる社会福祉士養成に即した内容となっているのか否か見極めたい、さらには高い実践力を持つ社会福祉士養成に相応しい現場実習システムのあり方を示唆したいというねらいがあったのだが、力量不足のため光華方式実習自体の課題と展望の若干の整理で止まってしまった。

とはいえ、こうして光華方式による現場実習も4年目を迎え、これまで堅実に取り組んでこられたのは、多くの実習先とそれらの関係者、ならびにご助言、指導をいただいた社会福祉士養成校の皆様、多大なるご理解と厚誼によるものであり、改めて深く謝意を表したい。それらの多くの支援者の思いに応えるためにも、今後も光華方式実習の成果を伸ばし課題を克服しながら、継続的に社会福祉士養成に尽力して行きたいが、そのためには更なる光華方式実習の有用性と必要性を明示していかねばならない。筆者にとっての引き続きの研究課題としたい。

## 【注釈】

注1 京都光華女子大学「大学案内2009」p5「仏教精神による女子教育」より抜粋

注2 「今後の社会福祉士養成教育のあり方について（提案）」（平成18年6月3日社団法人日本社会福祉士養成校協会）には、現行の大学における社

会福祉士養成教育のあり方について、教育内容の質が担保できていないのではないかと疑われるような大学が存在していることを示唆している。

- 注3 「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律について」厚生労働省社会・援護局 2007.12.5 社援発第 1205003 号の中で、「社会福祉士が十分に機能を果していないという指摘や、社会福祉士の任用・活用が十分でないという現状が見られる」と明記されている。
- 注4 2001/12/9、2001/12/16、2002/1/4、2002/2/1、2002/2/23、2002/3/27、2002/5/19、2002/7/7、2002/9/16、2002/11/10、2003/2/11、2003/3/23 の計 12 回実施された。
- 注5 当初、フィールドインストラクターを設定したのは、実習受け入れ施設の中で実質的に学生の实習指導を担当していただく職員として、施設内での位置づけを明確にさせていただくことがねらいであった。また、大学内での実習指導の際にもご協力いただく予定であった。
- 注6 地域ブロック制の構想は、実際には機能しなかった。地域ブロックで取り組むほどの実習規模や実習課題を見出すに至らなかった。

#### 【参考文献】

- ・宮田和明・加藤幸雄・野口定久・柿本誠・小椋喜一郎・丹羽典彦（2005）『四訂社会福祉実習』中央法規出版
- ・田中耕治編（2005）『よくわかる教育評価』ミネルヴァ書房
- ・西之園晴夫・宮寺晃夫編著（2005）『教育の方法と技術』ミネルヴァ書房
- ・日本福祉教育・ボランティア学習学会機関紙編集委員会（2007）『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 Vol.12 福祉教育・ボランティア学習の評価』万葉舎
- ・小國英夫・小笠原慶彰・柴田周二・妻鹿ふみ子編著（2008）『福祉社会の再構築 人と組織と地域を結んで』ミネルヴァ書房